

○ 大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領（平成 30 年 7 月 2 日付け 30 農振等 1228 号農村振興局整備部防災課長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 1 章 総 則</p> <p>1.1 （略）</p> <p>1.2 適用範囲</p> <p>1.2.1 対象ため池</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本要領の対象とするため池（以下「対象ため池」という。）は、防災重点農業用ため池とする。</p> </div> <p>（解 説）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>本要領における防災重点農業用ため池とは、決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池であり、アからエまでの要件のいずれかに該当するものとして都道府県が市町村等と調整の上選定したものをいう。</u></p> <p><u>ア 当該農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域（以下「浸水区域」という。）のうち、当該農業用ため池からの水平距離が 100m 未満の区域に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。以下同じ。）が存すること。</u></p> <p><u>イ 貯水する容量が 1,000m³ 以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が 500m 未満の区域に住宅等が存すること。</u></p> <p><u>ウ 貯水する容量が 5,000m³ 以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存すること。</u></p> <p><u>エ アからウまでの要件に該当する農業用ため池に準ずるものであること、当該農業用ため池の管理を行う者を確知することができないことその他の状況からみて、当該農業用ため池が決壊した場合にはその周辺の区域の住宅等の居住者又は利用者に被害を及ぼすおそれが大きいと認められること。</u></p> <p>(3) 防災重点農業用ため池以外の農業用ため池のうち、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条に規定する「都道府県地域防災計画」又は第 42 条に規定する「市</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>1.1 （略）</p> <p>1.2 適用範囲</p> <p>1.2.1 対象ため池</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本要領の対象とするため池（以下「対象ため池」という。）は、防災重点農業用ため池とする。</p> </div> <p>（解 説）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>農業用ため池のうち、「平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」（平成 30 年 11 月 13 日付け 30 農振第 2294 号防災課長通知）に定める選定基準に基づき、都道府県が選定した防災重点ため池を本要領の対象とする。</u></p> <p>(3) 防災重点ため池以外の農業用ため池のうち、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条に規定する「都道府県地域防災計画」又は第 42 条に規定する「市町村地域</p>

改 正 後	現 行
<p>町村地域防災計画」に位置づけられている農業用ため池をはじめ、都道府県及び市町村が必要と認めるものについては、必要に応じて本要領を準用されたい。</p> <p>1.2.2 (略)</p> <p>第2章～第4章 (略)</p> <p>【添付資料】 (略)</p>	<p>防災計画」に位置づけられている農業用ため池をはじめ、都道府県及び市町村が必要と認めるものについては、必要に応じて本要領を準用されたい。</p> <p>1.2.2 (略)</p> <p>第2章～第4章 (略)</p> <p>【添付資料】 (略)</p>

附 則

農業用ため池のうち、「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方（平成30年11月13日付け30農振第2294号防災課長通知）に定める選定基準に基づき都道府県が選定した防災重点ため池については、本要領における防災重点農業用ため池とみなす。